

江戸時代の村の武力について

塚本 学

論文要旨

武力 (force) と暴力 (violence) とは、それぞれ合法、非合法の語感を伴う価値感覚を持つが、ここでの武力とは、両者をふくめて、ひとを直接殺害する力を背景とする強制力の意味に用いる。豊臣政権による刀狩令以後武装を解除された村というイメージに反して、江戸時代の村が武力を持つことは、領主層によって認識されていた。領主層はこれに恐れをも抱いたが、一面、集団強盗のような武力に対するものとしては、これを認容し依拠もした。村の武力は、古くは、村の住民の多数を自家のメンバーであるかに支配した有力者によって組織され、内に対する武力行使

の権限が武力組織を可能とした。このような家の支配から自立した百姓の出現はこうした武力を解体させ、百姓は、共同して外敵と戦う武力を組織した。両者を通じて人格的な結集によって、農具は武力となった。共同の武力も内部者への強制力でもあり、村民生活の多様化にもなって人格的共同が困難になると、村は、やとつた他者の武力行使に安全を委ね、武力担当者を卑賤視した。この事態は、農耕民の武力という範囲を恐らく越える。農耕民の武力は農業労働に基底を置き、幕藩権力の支配下という事情をぬきにしても、局地的な武力にとどまるであろう。